

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（360）」
2. 日時：平成29年9月20日 10時00分～18時15分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
義崎管理官補佐、近田安全審査官、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他10名）

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」及び「50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

### <44条>

- ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）の操作性は、先行BWRとの論理回路の相違点を示した上で「操作性の確保」を整理して提示すること。
- ATWS 発生時、原子炉の急激な出力上昇を防止するために設置された「自動減圧系の起動阻止スイッチ」は2個あるが、2個を操作することで阻止を成立させる考え方について、整理して提示すること。
- ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）の作動に用いる検出器は、他のSA検出器と兼用するのか、専用なのかを整理して提示すること。

### <50条>

- 格納容器圧力逃がし装置と代替循環冷却系の「多様性、位置的分散」について、「原理の異なる冷却及び減圧手段を用いる～」との記載であるが、具体的に整理して提示すること。
- 代替循環冷却系の「容量」については、炉心注水及び格納容器スプレイなど同時に必要となる流量を考慮した上で、十分であることを整理して提示すること。
- これまでも指摘しているが、技術的能力審査基準の適合状況及び重大事故等対処設備のそれぞれの資料について、両者における修正漏れ、不整合が多い

ことから、整合していることを確認した上でヒアリングを行うこと。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 玄海発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第44条）
- ・ 玄海発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第50条）